

第三次生物多様性国家戦略等における生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の位置づけ

1. 第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月 27 閣議決定） 抜粋

第 2 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第 1 章 国土空間的施策

（広域連携施策）

第 1 節 生態系ネットワーク

（基本的考え方）

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは個体数の減少した生物の回復を図り、将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核としてこれらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成していくことが必要です。このことにより、野生生物の生息・生育空間の確保だけでなく、良好な景観や、人と自然とのふれあいの場の提供、気候変動の緩和、都市環境・水環境の改善・国土の保全など多面的な機能が発揮されることが期待されます。また、気候変動などの環境変化への適応という面からは、生物の移動・分散経路が確保されていれば、種の存続の確率を高めることにつながると考えられます。

生態系ネットワークの形成にあたっては、原生的な自然地域などを核として、地域固有の生態的なまとまりを考慮する必要があります。また、奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、沿岸・海洋域などの生息・生育空間が、河川、道路沿いの緑地、海岸などの縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連結された状態を確保していくことが大切です。

さらに、国境を越えて移動するマガンなど渡り鳥から県境を越えて移動するクマ、湿地と森林を行き来するカエルまで、生物の種類によって生息・移動の空間的な広がりには多様であるため、それぞれの生物種に応じ、国際的な視点も踏まえ、全国、広域圏、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおけるネットワークを考える必要があります。その際、各レベル相互の階層的な関係や、行政単位だけでなく、沿岸域を含めた流域圏、山地、丘陵地など地形的なまとまりを考慮することが重要です。加えて、外来種の拡大防止、野生鳥獣と人との適度な間合いの確保による農林水産業などへの被害防止などの観点も必要です。

1. 生態系ネットワーク形成の推進

（施策の概要）

生物の生息・生育空間のまとまりとして生態系ネットワークの核となる地域（コアエリア）及び、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保し、生態系ネットワークを形成します。例えば、全国レベルの生態系ネットワークを考えた場合、奥山自然地域と都市地域との間に位置する里地里山・田園地域は、都市の人間活動が原生的な自然の核心部（コアエリア）に与える影響を緩和するとともに、よく手入れされた里地里山・田園地域は、野生鳥獣の生息地と人間の居住地域

との間の適度な間合いとして鳥獣被害を防止するなど、バッファゾーンと考えることができます。

環境立国戦略、環境基本計画、国土計画などにおいても、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生の重要性が指摘されています。

生態系ネットワークは、地球規模の国境を越える生態系のつながりを踏まえた国土全体にわたる骨格的な自然環境の保全に関わるものから、複数の都道府県にまたがる広域的な圏域や市町村内の身近な生活圏における保全・再生まで、さまざまなスケールで重層的に形成される必要があります。したがって、全国、広域圏、都道府県、市町村などそれぞれのレベルのネットワーク構想・計画は、相互に参照しながら階層性を持って、かつ科学的知見を活用しながら検討を進める必要があります。また各レベルに応じた関係省庁の連携はもちろんのこと、地方公共団体、NGO、企業、研究者などとの連携を図ることが不可欠です。

1. 1 生態系ネットワークの形成

(現状と課題)

生態系ネットワーク形成の実現手法の開発を進め、さまざまな空間レベルにおける構想・計画策定や、効果的な事業実施を進めていくことが必要です。一部の先進的な地域において、計画策定や事業実施の動きが見られますが、広域、全国レベルでのネットワークの実現に向けた道筋はまだ十分には示されていません。

生態系ネットワークの形成にあたっては、人間活動が原生的な自然の核心部に与える影響（人→自然への影響）や、野生生物による農作物への被害（自然→人への影響）など、自然と人との相互影響の問題を軽減するために緩衝地帯を設置することや、生態系の連続性が増すことによる外来種の拡大防止などについても考慮する必要があります。

湿地の減少による渡り鳥の渡来地の減少や、開発などによる生息・生育地の分断、河川の横断工作物による魚類をはじめとする水生生物の遡上の阻害などは、生息・生育場所の縮小や劣化、個体群の遺伝的多様性の低下などにつながり、生物多様性を保全するうえで問題となっており、さらなる改善が必要です。

(具体的施策)

- 生態系ネットワークの計画手法や実現手法についての調査検討や、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画づくりに係る情報提供、普及啓発を進めることにより、全国、地方、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける生態系ネットワーク形成を促進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)
- 広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの具体的な図化を目指します。(環境省、国土交通省、農林水産省)
- 十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第1章2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、森林においては、保護林相互を連結してネットワークとす

る「緑の回廊」についても設定を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

- 緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者はその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。(国土交通省、農林水産省、環境省)
- 第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を総合的に進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)
- 「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ (International Coral Reef Initiative、ICRI) による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルート of の保全に関連して国際的に議論されている海洋保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。(環境省) [再掲 (2章4節2. 10、3. 1、3. 2)]

2. 国土形成計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) 抜粋

第2部 分野別施策の基本的方向

第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

良好な自然環境や景観、伝統文化等、我が国の国土の蓄積を次世代に継承するとともに、経済社会活動による地球環境への過大な負荷を是正していくため、人々の諸活動をできるだけ自然のプロセスと調和のとれたものとするとともに、既存の都市基盤ストックの利活用や再利用を重視していく必要がある。また、人々の諸活動と自然との共生を図るためには、残された自然を保全するとともに、自然を再生し、生態系の健全性を積極的に取り戻すことが重要である。その際、国土の質の高さは、単に視覚的な美しさや物的な安全性にとどまらず、地域における人の営みが循環型で、自然に対して過度の負担を強いることなく、生態系の健全性が確保されるとともに、地域固有の文化や伝統が育まれ、地域住民がこのような空間に帰属することに誇りと愛着を覚えているなど、全体として調和のとれた状態としてとらえるべきものである。

今後の国土管理においては、国、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民、NPO等様々な主体の協働と参画の下に、科学的知見の充実や技術の開発を進めつつ、このような視点を重視して、国土の質を総合的に高めていくことが重要である。このため、以下の基本的な施策を推進していく。

- ①地球温暖化防止、循環型社会の形成等、人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築に向けた取組を進める。
- ②エコロジカル・ネットワークの形成、自然とのふれあいの推進等、健全な生態系の維持・形成に向けた取組を進める。
- ③地域における人と自然とのかかわり合いの全体をランドスケープととらえ、その質を総

合的に高めるための取組を行うとともに、良好な景観の保全・形成を進める。

(中略)

第2節 健全な生態系の維持・形成

自然のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、地域に固有の動植物や生態系を地域の空間特性に応じて適切に保全するとともに、我が国の生物種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすることが重要である。また、将来世代のニーズにもこたえられるよう里地里山等の持続可能な自然の利用を行うことが重要である。このため、国内のみならず、アジア・太平洋地域との連携も視野に入れつつ、生物多様性の維持・回復等、人と自然の共生する社会の構築に向けた以下の取組を推進する。

(1) エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生

人と自然の共生を確保するため、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐエコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）の形成を通じ自然の保全・再生を図ることが重要である。エコロジカル・ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいや環境学習の場の提供、地球温暖化防止、都市環境・水環境の改善等多面的な機能が発揮されることが期待される。この形成に当たっては、全国レベルでは、世界自然遺産やラムサール条約湿地等国际的にも重要性を有する自然を始め、自然環境保全地域、国立公園等各種保護地域制度を活用し、保護地域の十分な規模の確保と適切な配置などについて検討していく。全国レベルとともに、複数の地方公共団体にまたがる野生生物の生息・生育分布等を踏まえながら、国や地方公共団体を始め様々な主体の連携の下、広域ブロック程度の広がりを持ったエコロジカル・ネットワークの検討を進めることが期待される。このため、国はガイドライン等の提示により、様々な主体が多様な空間レベルにおける検討や効果的な事業実施に対応できるようにする。

中でも、失われた自然を再生する際には、自然の回復力を人が手助けする形で実施することが必要である。生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、関係行政機関の連携と専門家や地域住民、NPO等多様な主体の参画を得て、より一層積極的にその再生を推進する。

なお、エコロジカル・ネットワークを検討する上で、外来生物の侵入防止、野生鳥獣による農林水産業等への被害など人と鳥獣のあつれき防止等の観点からも、野生鳥獣の生息環境の保全・管理等について考慮する必要がある。

エコロジカル・ネットワークを形成する上で、希少野生動植物種の保護管理を適切に実施することは重要であるため、捕獲等の規制のほか、生息・生育状況の改善、飼育下での繁殖、個体の野生復帰等を内容とする保護増殖事業計画の策定とその着実な実施を図る。また、鳥獣被害の防止や健全な地域個体群の維持については、都道府県が特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的、計画的な保護管理を推進する。さらに、外来生物対策については、侵略的な外来生物の侵入にともない、深刻な生態系の攪乱等の影響が懸念されているため、特定外来生物の飼養、輸入等に対する規制及び防除事業を着実に実施する。

3. 生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号） 抜粋

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

（地域の生物の多様性の保全）

第十四条

国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。